

平成30年第55号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河村たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会（第2条）」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第2条の2）」に改める。

第1条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出しを「（委員の定数）」に改め、同条第1項中「名古屋市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に、「次の各号」を「次」に改め、第2章中同条を第2条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11

条第 2項の規定に基づき本市に置く国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、名古屋市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第 7条中「国民健康保険法（昭和33年法律第 192号。以下「法」という。）」を「法」に、「基き」を「基づき」に改める。

第11条の 2中「基礎賦課額」の次に「（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号。以下「政令」という。）第29条の 7第 1項第 1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）」を、「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「（同項第 2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）」を加え、「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号。以下「政令」という。）第29条の 7第 1項に規定する」を削り、「介護納付金賦課被保険者」の次に「（同項第 3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）」を、「介護納付金賦課額」の次に「（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の 7第 1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下「事業費納付金」という。）の納付に要する費用（愛知県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成 9年法律第 123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充て

る部分を除く。) の額

ウ 法第81条の 2第 4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の 2第 9項第 2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) の額 (退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) 及び退職被保険者等に係る事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の 4第 1項の規定による繰入金 (事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。) に係るもの) を除く。) の額

イ 法第74条の規定による補助金の額

ウ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (事業費納付金の納付に要する費用に係るもの) を除く。) 及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金 (事業費納付金の納付に要する費用に係るもの) を除く。) の額

エ 法第75条の 2第 1項の国民健康保険保険給付費等交付金 (以下「保険給付費等交付金」という。) (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用 (法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第 1項に規定

する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。) に係るものと除く。) の額

オ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9条第 1項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の額

第13条第 3項中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条第 4項中「の 100分の50に相当する額」を「に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和34年政令第41号) 第 9条第 5項の規定に基づき愛知県知事が定める数 (次条において「所得係数」という。) を当該数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第15条中「の 100分の50に相当する額」を「に 1を当該年度における所得係数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第15条の 2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号及び附則第 9条において同じ。) の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の 4第 1項の規定による繰入金 (事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金 (事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

ウ その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の2の3第4項中「の100分の50に相当する額」を「に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第10条第3項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第15条の2の4中「の100分の50に相当する額」を「に1を当該年度における所得係数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第15条の2の5各号を次のように改める。

(1) 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号及び附則第14条において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ウ その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の4第3項中「の100分の50に相当する額」を「に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第11条第3項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第15条の 5中「の 100分の50に相当する額」を「に 1を当該年度における所得係数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第16条中「平成 9年法律第 123号。」を削り、同条ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 2条中「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用」を「事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）当該年度における次に掲げる費用の額の合算額

ア 事業費納付金の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額の 100分の92に相当する額

イ 高齢者医療確保法の規定による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）に要する費用（特定健康診査等の事務の執行に要する費用を除く。以下同じ。）の額から保険給付費等交付金（特定健康診査等に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額

ウ 出産育児一時金の支給に要する費用の額からその費用のための国からの収入の額を控除した額の 3分の 1に相当する額及び葬祭費の支給に要する費用の額の合算額

エ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金の償還に要する費用の額のうち当該年度前の年度において賦課すべきであった保険料の額を勘案して市長が定める額

附則第 9条を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課総額の特例）

第 9条 後期高齢者支援金等賦課総額は、第15条の 2の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の

100分の92に相当する額を附則第2条第4号に規定する割合で除した額に同条第5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

附則第14条を次のように改める。

（介護納付金賦課総額の特例）

第14条 介護納付金賦課総額は、第15条の2の5の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の100分の92に相当する額を附則第2条第4号に規定する割合で除した額に同条第5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の算定方法を改める等の必要があるによる。

(参考 1)

## 新 旧 対 照 (改正案) (現 行)

### 名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

#### 目次

第 1章 (略)

第 2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会 (第 2条・第 2条の 2)  
国民健康保険運営協議会

第 3章  
{ (略)  
第 7章 }  
(略)

附則

(目的)

第 1条 この条例は、本市が行う国民健康保険の事務について、法令に定める  
ものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会  
国民健康保険運営協議会

(名称)

第 2条 国民健康保険法 (昭和33年法律第 192号。以下「法」という。) 第11

条第 2項の規定に基づき本市に置く国民健康保険事業の運営に関する協議会

の名称は、名古屋市国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。) と  
する。

(委員の定数)

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2条の 2 協議会

第 2条 名古屋市国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。) の

委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1)  
↓ (略)  
(3)

2 (略)

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第7条 市長は、特別の理由により、法（昭和33年法律第192号）

以下「法」という。）第42条第1項の規定による一部負担金の全部又は一部を支払い、若しくは納付することが困難であると認めるとときは、世帯主の申請に基づき、一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、一の世帯に属する被保険者である者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以

下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項に規定する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（基礎賦課総額）

第12条 一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る

基礎賦課額の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額  
療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、  
入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」といふ。）の納付に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金（以下「保険財政共同安定化事業交付金」といふ。）を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業拠出金相当額」といふ。）、同条第1項第2号に掲げる交付金（以下「高額医療費共同事業交付金」といふ。）を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の100分の50に相当する額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」といふ。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」といふ。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介

護納付金」という。) の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)  
の執行に要する費用を除く。) の額(退職被保険者等に係る療養の給付に  
要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、  
退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用  
療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び  
高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及  
び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)

の合算額から高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金(以下「前  
期高齢者交付金」という。)及び法附則第7条第1項第2号に規定する調  
整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保

険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額  
ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額か  
ら当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食  
事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療  
養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給  
に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられ  
た法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下「事業  
費納付金」という。)の納付に要する費用(愛知県(以下「県」とい  
う。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民

健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被

保険者等に係る事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる収入の額の合算額

ア 法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るもの）を除く。）

イ 法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るもの）を除く。）

ウ 法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るもの）を除く。）

エ 法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るもの）を除く。）の額を充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に係るもの）を除く。）

オ 法第72条の5の規定による負担金

カ 法第74条の規定による補助金の額

ウ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付キ 法第75条の規定による

を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護

納付金の納付に要する費用に係るものを除く。) 及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金(

事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。) の額  
後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要

する費用に係るものを除く。)

ク 保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金

エ 法第75条の 2第 1項の国民健康保険保険給付費等交付金 (以下「保険

給付費等交付金という。) (退職被保険者等の療養の給付等に要する

費用 (法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第 1項に規定

する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。) に係るものを除

く。) の額

オ ケ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に

要する費用 並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護

納付金の納付に要する費用 を除く。) のための収入 (法附則第 9条第 1  
項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項の規定による繰入金

項の規定による繰入金及び法附則第 7条第 1項の規定による療養給付費

及び保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用  
等交付金 (以下「療養給付費等交付金」という。) を除く。)

に係るものに限る。) を除く。) の額

(基礎賦課額)

第13条 (略)

2 (略)

3 前 2項の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等とが一の世帯に属す  
る場合には、これらの基礎賦課額の合算額) は、 $\frac{58万円}{54万円}$ を超えることができ

ない。

(基礎賦課額の所得割額)

第14条 (略)

2 } (略)  
3 }

4 第1項及び前項の保険料率は、基礎賦課総額に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条第5項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法による補正後の基礎控除後の総所得金額等）の見込総額で除して得た数（小数点以下第4位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 } (略)  
6 }

(基礎賦課額の均等割額)

第15条 第13条第1項及び第2項の均等割額は、基礎賦課総額に1を当該年度における所得係数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を当該年度相当する額の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の初日数等を勘案して算定した数で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における事業費納付金後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号及び附則第9条において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる収入（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額の合算額

ア 法第70条の規定による負担金

イ 法第72条の規定による調整交付金

ウ 法第72条の2の規定による都道府県調整交付金

エ 法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

オ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付

を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）

及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸

し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ウ その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する後期高齢者支援金等及び病床

費用に限る。）のため転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）

の収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3  
（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付  
第1項の規定による繰入金を除く。）の額  
金を除く。）

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額）

第15条の2の3（略）

2}（略）  
3}

4 第1項及び前項の保険料率は、後期高齢者支援金等賦課額に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第10条第3項の規定に相当する額  
基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合は、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法による補正後の基礎控除後の総所得金額等）の見込総額で除して得た数（小数点以下第4位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5}（略）  
6}

（後期高齢者支援金等賦課額の均等割額）

第15条の2の4 第15条の2の2第1項及び第2項の均等割額は、後期高齢者支援金等賦課総額に1を当該年度における所得係数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度初日における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（介護納付金賦課総額）

第15条の2の5 介護納付金賦課額の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除

した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険  
介護納付金）に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充て  
る部分に限る。次号及び附則第14条において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる収入（介護納付金の納付に要する費用に係  
るものに限る。）の額の合算額

ア 法第70条の規定による負担金

イ 法第72条の規定による調整交付金

ウ 法第72条の2の規定による都道府県調整交付金

エ 法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要す  
る費用に係るものに限る。）の額

オ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付  
する補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）

及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸  
し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限  
る。）の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する  
費用に限る。）（介護納付金の納付に関する事  
務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の  
規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除  
く。）の額

(介護納付金賦課額の所得割額)

第15条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1項の保険料率は、介護納付金賦課総額に当該年度における国民健康保  
險の国庫負担金等の算定に関する政令第11条第 3項の規定に基づき愛知県知

事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に 1を加えた

数で除して得た数を乗じて得た額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除  
後の総所得金額等(政令第29条の 7第 4項第 4号ただし書に規定する場合は、  
国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法による補正後の基礎控除  
後の総所得金額等) の見込総額で除して得た数（小数点以下第 4位未満の端  
数は、切り捨てる。）とする。

4 (略)

(介護納付金賦課額の均等割額)

第15条の 5 第15条の 3の均等割額は、介護納付金賦課総額に 1を当該年度に  
の 100分の50に相

おける所得係数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を当該年度の  
当する額

前年度及びその直前の 2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の  
初日

数等を勘案して算定した数で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。  
見込数

）とする。

(暫定賦課)

第16条 本算定期においては、保険料の賦課額は、第11条の 2の規定にかかわ  
らず、当該年度の初日の属する年の 2月の末日における当該年度の前年度分  
の保険料の額を12（当該保険料の納付義務が当該前年度の賦課期日後に発生  
したものである場合にあっては、その発生した日の属する月から当該前年度  
の 3月までの月数。以下この条において「前年度納付義務月数」という。）  
で除して得た額（当該金額に 100円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額。以下「前年度月割保険料額」という。）に 2を乗じて得

た額（世帯主が政令第29条の11の規定により読み替えられた法第76条の4において準用する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「準用介護保険法」という。）第140条第1項に規定する被保険者である場合には、同項の規定により徴収する保険料額に、当該年度の前年度分の保険料の額を前年度納付義務月数で除して得た額に2を乗じて得た額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「前年度支払回数割保険料額」という。）に2を乗じて得た額を加えて得た額とする。ただし、当該年度の4月1日から5月31日までの間に一の世帯に属する全ての被保険者が75歳に達する世帯の世帯主（以下「75歳到達世帯の世帯主」という。）に対する本算定における保険料の賦課額は0とする。

#### 附 則

##### （基礎賦課総額の特例）

第2条 基礎賦課総額は、第12条の規定にかかわらず、当分の間、第1号に掲げる額の見込額から第2号及び第3号に掲げる額の合算額を控除した額を第4号に規定する割合で除した額に第5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の4第1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用後期高齢者支援金及び病床転換支（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等援金並びに介護納付金の納付に要する費用

及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に係るものと除く。）の見込額を控除した額とする。

##### （1）当該年度における次に掲げる費用の額の合算額

ア 事業費納付金の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から該者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負ら当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、付に要する費用に充てる部分を除く。）の額の100分の92に相当する額特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額並びに健康保険法等の

一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額の見込額から健康保険法等の一部を改正する法律第13条の規定による改正前の法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額の合算額から保険財政共同安定化事業交付金の額から保険財政共同安定化事業拠出金相当額を控除した額及び前期高齢者交付金を控除した額の100分の50に相当する額

イ 高齢者医療確保法の規定による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）に要する費用の額（特定健康診査等の事務の執行に要する費用を除く。以下同じ。）の額から保険給付費等交付法第72条の5の規金（特定健康診査等に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額

ウ （略）

エ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し法第75条の規定による

付けられる貸付金の償還に要する費用の額のうち当該年度前の年度において賦課すべきであった保険料の額を勘案して市長が定める額

(2)  
↓  
(5)

（後期高齢者支援金等賦課総額の特例）

第9条 後期高齢者支援金等賦課総額は、第15条の2の規定にかかわらず、当

分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の見込額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の見込額の  $\frac{100\text{分の}92}{100\text{分の}50}$  に相当する額を附則第 2条第 4号に規定する割合で除した額に同条第 5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

(介護納付金賦課総額の特例)

第14条 介護納付金賦課総額は、第15条の 2の 5の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の  $\frac{100}{100}$  分の  $\frac{92}{50}$  に相当する額を附則第 2条第 4号に規定する割合で除した額に同条第 5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

### 参 照 条 文

#### 1 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）抜すい 新旧対照 改正後 改正前

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより重要事項を審議するため、市町村に

り都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の国民健康保険運営協議会を置く。

7第 1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の 2第 1項

の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限

る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に

関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項 （この法律の定めるところにより市

町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第 4章の規定に

よる保険給付、第76条第 1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に

限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関

する協議会を置く。

3  
4  
 $\frac{1}{2}$

（略）

（国民健康保険保険給付費等交付金）

第75条の 2 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

2 (略)

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

第75条の 7 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年 4月 1日から翌年 3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。（保険料）

第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金法第 179条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付

等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以  
に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収  
下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保  
しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課す  
險事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市  
るときは、この限りでない。  
町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければ  
ならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、  
この限りでない。

2  
3  
 $\frac{3}{2}$

} (略)

(財政安定化基金)

第81条の2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化  
基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

(1)  
(2)  
2  
3

} (略)

4 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、  
当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

5  
6  
8

} (略)

9 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度中に収納した保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額、第1項第1号に掲げる事業による都道府県からの借入金（次号において「財政安定化基金事業借入金」という。）の償還に要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てたものとして政令で定めるところにより算定した額

(3)  
} (略)  
(5)

2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）抜すい 新旧対照（改正後）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の7 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額は、次に掲げる額  
法第76条第1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保  
の合算額とする。  
保険料の賦課額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属す  
る国民健康保険の被保険者につき算定した基礎賦課額（賦課額のうち、国民

健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための賦課額をいう。次項及び附則第4条第2項において同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（賦課額のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。第3項及び附則第4条第3項において同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（第4項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（賦課額のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。第4項において同じ。）の合算額とする。

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第1号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第4条第2項において同じ。）

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において

負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)

に充てるための賦課額をいう。第 3項及び附則第 4条第 3項において同じ。)

(3) 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第 9条第 2号に規定する被保険者（第 4項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第75条の 7第 1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第 4項において同じ。）

2 市町村による法第76条第 1項の  
法第76条第 1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該基礎賦課額（第 5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第 4条第 2項第 1号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定したこと。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額  
療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療

養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものと除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。口において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用

(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。) の額

(3) 法第81条の 2第 4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

(4) 法第81条の 2第 9項第 2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

(5) 保健事業に要する費用の額

(6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) の額

□ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額  
法第70条の規定による負担金 (後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るもの)、法第72条の規定による調整交付金 (後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るもの)、法第72条の 2の規定による都道府県調整交付金 (後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るもの)を除く。)、法第72条の 5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金 (後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るもの)及び貸付金 (後期高齢者

支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

(1) 法第74条の規定による補助金の額

(2) 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものと除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額

(3) 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ (略)

(2) 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものである次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるも

こと。  
 のとし、同欄に掲げる額の基礎賦課総額に対する標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合で、特別の必要があると認められる場合においてはこれによることを要しないものをいう。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものであること。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

#### イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額

##### の合計額

##### ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

##### ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

- (3)  
 (4)  
 (5)  
 (6) } (略)

(6)  
  (7)  
    
  (9)  
  (10)

3. 市町村による法第76条第1項の 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該後期高齢者支援金等賦課額（第5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第4条第3項第1号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額から口に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額から口に掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負

担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。口

において同じ。）の額

ロ 当該年度における（1）及び（2）に掲げる額 法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金の

納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交

付金（後期高齢者支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法

第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金の納付

に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後

期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び貸付金  
(後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。) その他  
国民健康保険事業に要する費用 (後期高齢者支援金等の納付に要する費  
用 (後期高齢者支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除  
く。) に係るものに限る。) のための収入 (法第72条の 3第 1項の規定  
による繰入金を除く。) の合算額

(1) 法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納  
付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により  
貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費  
用に係るものに限る。) の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担す  
る国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付  
に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の 3第 1項の規定に  
による繰入金を除く。) の額

#### ハ (略)

(2) 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかに  
よるものであること。  
いずれかによるものとし、同欄に掲げる額の後期高齢者支援金等賦課総額に  
対する標準割合 (市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合で、  
特別の必要があると認められる場合においてはこれによることを要しない

ものをいう。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものであること。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

(3)  
(4)  
  (5)  
  (5)  
  (6)  
  (略)  
  (8)  
  (9)

4 市町村による法第76条第1項の  
法第76条第1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦

課額のうち介護納付金賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額から口に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額から口に掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。口において同じ。）の額

ロ 当該年度における（1）及び（2）に掲げる額  
法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3

第1項の規定による繰入金を除く。) の額の合算額

(1) 法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納

付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により

貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費

用に係るものに限る。) の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担す

る国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付

に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項の規定に

よる繰入金を除く。) の額

ハ (略)

(2) 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるもの  
次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかに  
であること。

るものとし、同欄に掲げる額の介護納付金賦課総額に対する標準割合 (

市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合で、特別の必要がある

と認められる場合においてはこれによることを要しないものをいう。) は、

それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総

額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとこ

ろによるものであること。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35

	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額 及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額

の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

(3)  
(4)  
(5)  
(5)  
(6)  
{ (略)  
(8)  
(9)

5 (略)

3 国民健康保険法施行令（抜すい） 新旧対照（改正後）  
（改正前）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の 7 (略)

2 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額について  
の法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)  
{ (略)

(8)

(9) 第3号の基礎賦課額は、 $\frac{58\text{万円}}{54\text{万円}}$ を超えることができないものであること。

3  
↓  
(略)  
5

#### 4 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）

抜すい 新旧対照 (改正後)  
(改正前)

(一般納付金基礎額)

(法第81条の2第1項第1号の政令で定める額)

第9条 (略)

2  
↓  
(略)  
4

5 第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都

道府県の条例で定める基準に従い、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で

除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。

(1)  
↓  
(2)  
(略)

6  
↓  
(略)  
10

(後期高齢者支援金等納付金基礎額)

(保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する

方法)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。

(1)  
(2)  
4  
5  
7

(介護納付金納付金基礎額)

(保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業に係る拠出金)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。

(1)  
(2)  
4

3 } (略)  
7 }

